

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	義務教育費国庫負担金に必要な経費		担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和28年度		担当課室	財務課		財務課長 伯井美德			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅲ - 1 義務教育に必要な教職員の確保					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		関係する計画、通知等	教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。(日本国憲法第26条) 義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。(義務教育費国庫負担法第1条)								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。(義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令)								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
		当初予算	1,648,250	1,593,767	1,566,649	1,557,528	1,560,753		
		補正予算	-56,511	0	0	0			
		繰越し等	0	0	0	0			
	計	1,591,739	1,593,767	1,566,649	1,557,528	1,560,753			
	執行額	1,591,739	1,559,351	1,547,102					
執行率(%)	100.0%	97.8%	98.8%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(毎年度)	
	公立小・中学校等における教員一人あたりの児童生徒数(各年5月1日現在)		成果実績	人	小:18.4 中:14.4	小:18.1 中:14.2	小:17.7 中:14.1	前年度以下	
			達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	公立小・中学校の教員数が教員定数を充足している県の数(各年5月1日現在)		活動実績(当初見込み)	県	44(年度途中で未充足解消) (—)	42(年度途中で未充足解消) (—)	40(年度途中で未充足解消) (—)	— (—)	
単位当たりコスト	2,196 (千円/人)		算出根拠	23年度国庫負担額1,547,102百万円/国庫負担人員704,487人					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	義務教育費国庫負担金	1,557,528百万円	1,560,753百万円	○教職員定数の改善(5,500人) 119億円					
				○教職員定数の自然減(▲3,200人) ▲70億円					
				○教職員の若返り等による給与減 ▲17億円					
	計	1,557,528百万円	1,560,753百万円						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法により公立義務教育諸学校の教職員給与費の1/3を国庫負担することが義務づけられている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	国の負担割合や対象費目、対象者については義務教育費国庫負担法により定められている。なお、負担金の交付にあたっては、各自治体の申請書類等を厳正に審査するなど、適切な執行に努めているところである。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	成果実績、活動実績ともに高い水準で推移しており、実効性の高い事業である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>成果実績、活動実績ともに高い水準で推移するとともに、公立小・中学校等の教職員配置についても年度ごとの改善が図られており、教育の機会均等を図る上で重要な役割を果たしている。</p> <p>その一方で、義務教育費国庫負担金の適正な執行を図るため、その算定に係る調書の改善を図るとともに、都道府県の担当者を集めた会議を開催し、調書作成に係る留意点や会計検査院指摘事項等を詳細に説明を行っている。加えて教育委員会事務局や学校現場を訪れ、調書作成の際の関係資料等の確認や助言、加配定数の実態把握を行っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育無償の原則に則り、国民の全てに対しその妥当な規模と内容を保障するため、公立義務教育諸学校の教職員給与費についてその一部を負担する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：この事業は、昭和28年度から行われている長期継続事業であるが、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国すべての地域において、優れた教職員の必要数を確保するため、引き続き義務教育費国庫負担制度を堅持するべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
<p>【事業仕分け第一弾】</p> <p>事業番号：3-55 義務教育費国庫負担金</p> <p>WGの評価結果：見直しを行う</p> <p>とりまとめコメント：方向性については、議論がいろいろあったが、国と地方における責任と負担のあり方について抜本的にきちんと整理をしないとけないという共有認識が持てた。ここのとりのまとめとしては、「見直しを行う」という結論にしたい。特に2点、1点は、教員が子どもと向き合う時間を増やすための調査・報告書事務の削減。もう1点は、国と地方のあり方についての抜本的な整理見直し。早急に大きな方向性を示していただきたい。</p> <p>【会計検査院検査報告】</p> <p>・平成21年度報告</p> <p>(指摘概要)義務教育費国庫負担金の交付額の算定における休職者等の取扱いについて一部の県において誤っており、結果負担金が過大に算定されている。</p> <p>(対応状況)平成22年4月までに過大交付された国庫負担金の返還措置を講じた。また、誤報告等を防ぐため、関係調書に具体的な説明を注記するなど調書の改善を図るとともに、新たに調書作成上の点検項目を作成するなど再発防止を図った。</p> <p>・平成22年度報告</p> <p>(指摘概要)勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないのに、その時間の給与が支給される。また、主任手当の支給額の算定が誤っている。</p> <p>(対応状況)再発防止を図るよう指導するとともに、平成24年3月までに指摘に係る国庫負担金の返還措置を講じた。</p> <p>【財務省予算執行調査(平成23年度)】</p> <p>(指摘概要)加配定数の措置について、各都道府県における加配の実態等を的確に把握し、効果的・効率的な加配に努める必要がある。</p> <p>(対応状況)加配申請書類及び教職員定数ヒアリング等の改善、教育委員会等に対する実地調査の充実等を図ることとしている。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0157	平成23年行政事業レビュー	0128

文部科学省

1,547,102百万円

各都道府県毎に、公立義務教育諸学校の教職員給与費等について、原則実支出額の3分の1を負担



【直接補助】

A. 都道府県(全47機関)

1,547,102百万円

公立義務教育諸学校の教職員給与費等を負担

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	公立義務教育諸学校の教職員給与費等	112,400			
計		112,400	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	112,400	—	—
2	大阪府	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	94,341	—	—
3	神奈川県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	88,521	—	—
4	愛知県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	82,004	—	—
5	北海道	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	74,133	—	—
6	埼玉県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	73,847	—	—
7	千葉県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	67,634	—	—
8	兵庫県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	65,653	—	—
9	福岡県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	60,734	—	—
10	静岡県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	42,815	—	—

※補助事業